法務

新リース会計基準に伴う会社計算規則改正案、公表—法務省

去る2月5日、法務省は、「会社計算規則の一部を改正する省令案」を公表した。

ASBJが2024年9月13日に公表した企業会計基準34号「リースに関する会計基準」等を受けて所要の改正を行うもの。

改正案の概要

⑴ 定義規定

定義規定について、「使用権資産」が新設され、「ファイナンス・リース」、「所有権移転ファイナンス・リース」、「所有権移転外ファイナンス・リース」等が改正される（会計規2五十六〜五十九）。

⑵ リースに関する注記

「リースにより使用する固定資産に関する注記」が「リースに関する注記」に改められ、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く）の注記が求められる（会計規108）。

① 借手・貸手共通

借手および、貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する会社）は、次に掲げる事項を注記する。

- リース特有の取引に関する情報
- 当該事業年度（連結会計年度）および翌事業年度（連結会計年度）以降のリースの金額を理解するための情報

② 借手のみ

借手は前記①に加え、「会計方針に関する情報」を注記する。

＊

また、連結計算書類を作成する株式会社の個別注記表における規定も新設されている。

適用関係等

公布日から施行し、2027年4月1日以後開始する事業年度および連結会計年度に係る計算書類および連結計算書類について適用する予定。

ただし、2025年4月1日以後開始する事業年度および連結会計年度に係るものについて、早期適用可。

コメント期限は3月6日。

金融

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律、議論—金融審議会サステナ情報保証専門G

去る2月12日、金融庁は第1回金融審議会サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（座長：堀江正之・日本大学商学部特任教授）を開催した。

第5回のサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2024年12月20日号（№1730）情報ダイジェスト参照）を踏まえ、質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備に関する議論を行うために設けられたもの。

今回は、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方について、事務局から、次のような方向性が示され、審議された。

登録制度・登録要件

上場会社等監査人と同等の登録制度の要件、業務管理体制を

今月の税務

日　付	項　目	備考・コメント
3月10日(月)まで	①　源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年2月分)	①　源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月31日(月)まで	②　法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③　申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年12月期) 2カ月延長法人(令和6年11月期) ④　消費税確定申告(1カ月ごと)(1月期) ⑤　消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥　法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦　法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき　1カ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき　3カ月ごと(4月、7月、10月期)	②〜⑦　法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④〜⑤　消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付記)　個人の申告等の法定期限は所得税(復興特別所得税)・贈与税・住民税・事業税は3月17日(月)まで、消費税・地方消費税は3月31日(月)まで、相続税は相続があったことを知った日から10カ月以内である。

求める。

特に、業務管理体制について、サステナビリティ保証業務に関する十分な知識および経験（金融庁が認定した機関が主催する研修を受講した者、一定期間のサステナビリティ保証業務の経験等）を有する者を確保することなどの人的体制、および業務の品質の管理に係る専任部門または主たる従事者の設置などの業務管理体制が含まれる。

業務制限・義務

監査法人等と同等の業務制限、義務・責任を課す。

保証基準、倫理・独立性

保証基準および倫理・独立性について、次のように対応する。

- サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする。
- 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する。
- サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）および自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする。

委員の意見

委員からは、方向性に賛成する意見が多く聞かれ、「保証業務は、会計プロフェッションの専門業務とすべき」との意見があった一方、「事務局案は監査人に偏りすぎで、Non－PA（職業会計士以外）を選択する余地がない」、「最初から財務諸表監査レベルの精緻な制度を作るのは難しい」といった反対意見も聞かれた。

また、「最近欧米でサステナビリティ開示が停止や緩和されているという動向を注視しつつ、慎重な検討を」、「将来的には、サステナビリティ保証の試験を導入し、試験合格を要件としては」などの意見も聞かれた。

ポジティブ・メンタルヘルス

近頃、長期が超気になる

メンタルクリエイト　江口　毅

同郷の友人の娘が、小さな芸能プロダクションに所属したという話を聞きました。実際はまだ仕事がまったくないのに、「芸能界に入るなんて心配で仕方ない」と話す友人を「こいつも娘をもつ親なんだなぁ」と微笑ましくみていました。

2人でその芸能プロダクションのホームページをみていたら、長井芽依（ながいめい）というキッズモデルの写真が目に留まりました。長井芽依って「長い目」と語感が似ているなと、容姿ではなく名前が気になりました。もし名が体を表すのであれば、その子はきっと長い目で物事を考えられる立派な人になるのだろうなと想像しました。余談ですが、長井の他にも永井という名字は変換を楽しめそうです。たとえば、永井華美音（ながいかみね）さんは「長い髪ね」に変換できます。この名前で医療用ウィッグの寄付のためにいつも髪を伸ばしていたら格好いいです。

閑話休題。筆者が「長い目」と無意識に変換してしまったのは、「最近、長い目で物事を捉える人が減った」という印象をもち、そのことを由々しき事態だと捉えているからです。政治の世界では、長期的視点で国家を論じる政治家はほとんどいなくなり、目先の政策についての議論ばかりです。そして、その背景は自らの利権絡みであるようにみえます。国家百年の計として戦略を練られるはずの教育も同様です。国民も含めて、そのように教育を捉える人が今どのくらいいるでしょうか。黒柳徹子が通っていたトモエ学園の校長小林宗作は「教育は20年先を見て行うものだ」という言葉を残しました。親と教師は子どもたちの20年先をみて教育しているでしょうか。

働く場所に目を向けてみると、怒りのコントロールができない管理職などが散見されます。一部の人たちはアンガーマネジメント等で怒りをコントロールするための小手先のテクニックを身に着けようとしています。筆者は、怒りのコントロールができないのは、長い目で相手をみることができない時代が生んだ現象の1つだと考えています。

また、コスパやタイパを重視するがあまり、上司があえて遠回りをさせようとしたり、一見無駄に思える業務を指示したりすることに対して不満を抱く若手社員が増えている印象があります。その背景には、「この経験がいつか役に立つ日が来るかもしれない」と長い目でみることができなくなったことが関係していると筆者は考えています。

物事や他者に対して長い目でみられなくなった社会は、人を信じられなくなった社会であるように思えます。「いつか変わるかもしれない。きっと変わるはずだ。だって、それが人間なのだから」といった人間を心底信じる気持ちや信じ抜く覚悟が弱くなったのではないでしょうか。だから、目先の変化に期待して、その様子に一喜一憂し、短期的成果ばかりを求める。このような短期的視点で私たちは一体何を得たのでしょうか。人や物事を思いどおりにしようとし、思いどおりにならないことにイライラし、短期的期待に応えられない自分をダメだと思い込むようになってしまったのではないでしょうか。

もしそんな苦悩や不全感があるのなら、少しだけでも長い目でみてみませんか。半年でもいいし、1カ月でもいい。まずはそのくらいの長い目をもってみませんか。そのとき、「長期的視点は希望である」と、ほんの少し実感できることを信じています。

SSBJ基準、次回にも公表議決へ

―SSBJ

去る2月6日、SSBJは第48回サステナビリティ基準委員会を開催した。

昨年3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案（以下、あわせて「本公開草案」という）に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

IFRS S2号改訂への対応

1月29日に開催されたISSBボード会議において、次の4点についてIFRS S2号における要求事項を修正または明確化することが提案されている。

(1) 産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示において、世界産業分類基準（GICS）の6桁の産業レベルのコードの使用について、特定の状況でGICS以外の産業分類システムを用いることができるとし、その場合に、使用した産業分類システムとそれを選択した基礎の説明を要求する容認規定を定める。

(2) スコープ3「カテゴリー15」の投資に関連する温室効果ガス排出の測定および開示の範囲を、ファイナンスド・エミッション（ただし、デリバティブを除く）に限定する。

(3) 温室効果ガスをCO_2相当量に変換するにあたり、法域の当局または企業が上場する取引所から要求されている場合、最新ではない「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いることができるとする容認規定を定める。

(4) 法域の当局または企業が上場する取引所が、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いることを要求している場合の容認規定は、グループ内の一部の企業にも適用可能であることを明確にする。

これに対し、事務局は次のような対応案を示した。

- IFRS S2号の改訂案が公表されれば、その内容をSSBJ基準に取り入れるかどうかについて審議のうえ、速やかに（ISSB基準の改訂の確定を待たずに）SSBJ基準の改正に関する公開草案を公表する。
- 2025年中にIFRS S2号の改訂が確定した場合は2026年3月末までにSSBJ基準の改正を確定させることを目標とする。
- 改正後のSSBJ基準は、関連する改訂後のISSB基準が適用となった日以後、適用可能とする旨の定めを含める。

委員からは、おおむね賛同の意見が聞かれた。

世界産業分類基準（GICS）の取扱い

SSBJの本公開草案では、ISSBと同様に最新のGICSの6桁コードを用いて、産業別に分解したファイナンスド・エミッションおよびグロス・エクスポージャーの開示を要求することを提案した。

この点、ISSBでは、前記(1)について審議されており、そのように修正される方向となれば、速やかに修正案に関する公開草案が公表され、2025年内の確定を目指すことが示唆されている。

事務局は、本論点について次のような事務局案を提示した。

(1) 本公開草案を変更し、産業別に分解したファイナンスド・エミッションおよびグロス・エクスポージャーの開示を求め、その産業分類にGICSを使用することを求めるものの、当面の間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができる旨を経過措置として定める。

(2) 当面の間、開示を求めないものの、ISSB基準が改訂された場合には、SSBJ基準においても同様の改正を行うかどうかの議論を行う予定であることを、気候基準の結論の背景に記述する。

委員からは、おおむね賛同の意見が聞かれた。

＊

事務局から次回の委員会（2月19日開催予定）にて、議決したい旨が示された。なお、公表は3月の模様。

経理用語の豆知識

会計不正の類型

会計不正の類型は、主に「粉飾決算」と「資産の流用」に分類される。

粉飾決算とは、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと、または必要な注記を行わないことを含んでいる。粉飾決算は、会社の業績や収益力について財務諸表の利用者を欺くために、経営者等が利益調整を図ることを目的として行われる可能性がある。このような利益調整は、経営者等の些細な行為または仮定や判断の不適切な変更から始まることが多い。これらの行為は、動機やプレッシャーによって、粉飾決算に至ることがある。また、税金を最小限にするための利益の圧縮といった動機を持つこともある。

資産の流用は、従業員により行われ、比較的少額で行われることが多い。しかし、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日　付	法　規　等	出　所	備　考
2025年2月4日	親子上場等に関する投資者の目線	東証	中長期的な企業価値向上に向けた経営資源の適切な配分の観点からも、親子上場のあり方への関心が高まるなか、国内外の多くの投資者からのフィードバックをもとに、投資者の目線とのギャップを解消するために、親子関係や持分法適用関係にある上場会社を対象にしたグループ経営や少数株主保護に関する取組みや開示に参考となる資料として取りまとめたもの。https://www.jpx.co.jp/news/1020/mklp77000000rjq0-att/mklp77000000rjtf.pdf
2025年2月10日	スタートアップの成長に向けたインセンティブ報酬ガイダンス	経済産業省	スタートアップ企業にとって、人材獲得やリテンションのために重要なインセンティブ報酬制度について、その導入の意義と考え方、成長を実現した企業の報酬制度事例紹介、ストックオプションに関する実務上の論点、実務手続などをコラムも交えてわかりやすくまとめたもの。https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock_option/so_guidance.pdf

金融

トランプ大統領の関税政策で高まる金融市場の不透明感

トランプ大統領は2月10日、鉄鋼・アルミニウムの輸入品に対し、一律25%の関税を課すことを発表した。この措置は、カナダやメキシコ、日本や韓国などの同盟国を含むすべての国を対象としており、これまで適用されていた例外措置や無関税枠も撤廃される。関税は3月12日から発効予定であり、米国内の鉄鋼・アルミ産業を保護し、国内生産を促進する狙いがある。また、トランプ大統領は「相互関税」を導入する計画を明らかにしており、貿易相手国が米国製品に課している関税と同等の関税を米国も課す方針を示した。

新たな関税政策に対して、カナダや欧州連合（EU）などの貿易相手国からは強い批判の声が上がっており、報復措置の導入など、貿易摩擦の激化が懸念されている。金融市場に対する影響も無視できない。

まず、鉄鋼・アルミ価格が上昇することで、製造業を中心にコスト負担が増大し、企業収益が圧迫される可能性がある。特に、自動車・航空機産業や建設業などの鉄鋼・アルミを大量に使用する業界では、利益率の低下が懸念される。また、主要貿易相手国の報復措置が予想されるため、米国の輸出企業が打撃を受け、株式市場では一時的な下落が生じる可能性が高い。投資家のリスク回避姿勢が強まれば、安全資産とされる米国債や金が買われ、米国債利回りの低下を招く可能性もある。関税による物価上昇がインフレを加速させる場合、米連邦準備制度理事会（FRB）による利上げも意識されるだろう。為替市場では、貿易摩擦激化によるドルの不安定化が懸念されるが、リスク回避の動きが強まれば、相対的にドル高が進む可能性がある。

さらに新興国通貨に対しては、資本流出の懸念から通貨安が進むリスクもある。商品市場では金などの安全資産が買われる傾向が強まり、工業用金属（鉄・アルミ・銅）の価格が不安定化する可能性が高い。全体として、市場のボラティリティが高まり、短期的な不安定要因となることが予想される。

証券

米国の関税政策に世界の株式市場は迷う

トランプ大統領の攻勢が続いている。

国際政治では、イスラエル対ハマスの戦争において、戦闘中心地区ガザの住民を隣接する他国に移住させるという考えを公言した。また、ウクライナ戦争では被侵略国ウクライナに侵略国ロシアへの領土割譲を求めるのではないか、という見方が強まっている。いずれも国際法に違反する構想である。

経済では、カナダ、メキシコ、中国への関税賦課・引上げ決定に続き、EUへも関税を課すと発言した。中国への関税引上げは2月から実施されたが、カナダ・メキシコは実施が1カ月延期された。EUへの関税賦課は、猛烈な抗議が起きたためか、まだ決定はされていない。

そして、トランプ大統領は2月10日に鉄鋼・アルミニウムに25%の輸入関税を課すことを決めた。国別ではなく商品別に関税をかけるのである。また、高関税を維持している貿易相手国には同水準の関税を課す「相互関税」を導入する構想も明らかにした。

このような米国の国際政治構想、関税攻勢を見せつけられると、世界の株式市場は株価の方向感を見出せなくなる。主要国株式市場では1月末まで株価が多少上向く国もあったが、2月に入ると、ほとんどの市場が株価は一進一退、結果としてほぼ横ばいで推移している。

米国の関税引上げに対抗して、中国は対米関税を引き上げた。米中両国の貿易縮小・経済下押しリスクの強まり、株価は気迷い状態となるのも当然だろう。

もっとも、米国は、不法移民の強制送還の受入れを拒否したコロンビアに対し、報復として関税賦課を決めたが、同国が受入れを承認すると、関税賦課を取り消した。

米国の関税政策はディールの手段であり、案外柔軟に対応するはずだという見方もある。となると、関税問題の行方はまったくわからない、株価は先行き不安だらけ、と悲観視ばかりする必要はないのかもしれない。